

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	トナミホールディングス株式会社	コード	9070
提出日	2022/6/10	異動(予定)日	2022/6/29
独立役員届出書の提出理由	新たに笠井千秋氏を独立役員として指定するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	犬島伸一郎	社外取締役	○														○		有
2	早水暢哉	社外取締役	○														○		有
3	笠井千秋	社外取締役	○														○	新任	有
4	松村篤樹	社外監査役	○														○		有
5	尾田利之	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		犬島伸一郎氏は、長年の金融機関における経験、企業経営の幅広く豊富な経験と見識を有し、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、一般株主との利益相反が生じるような利害関係を一切有していないことから、独立役員として指定しました。
2	同氏と顧問弁護士契約を締結しており、顧問料および報酬等を支払っておりますが、その額は年間1,000万円未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれなく独立性に影響を及ぼすものではありません。	早水暢哉氏は、弁護士としての豊富な経験を有しており、経営ガバナンスの向上に貢献していただけるものと判断し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。
3		笠井千秋氏は、長年にわたる金融機関ならびに企業経営の豊富な経験と見識を有しており、経営体制の強化に有効な人材として、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化に対して、客観的な立場から指導・助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としたものです。一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、
4		松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として、税務、財務及び会計に関する見識を有しており、その専門的見地から当社の経理業務に関する指導及び経営の監視機能強化につながるものと判断しており、一般株主との利益相反が生じるような利害関係を一切有していないことから、独立役員として指定しました。
5		尾田利之氏は、国税局における豊富な実務経験に加え、税理士としての専門的知見から当社の監査に関する指導および経営の監視機能強化につながるものと判断し、一般株主との利益相反が生じるような利害関係を一切有していないことから、独立役員として指定しました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。